

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直しについて（管理番号 3 5 2）

2

令和 7 年 7 月 4 日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

提案内容及び一次回答

提案内容

- 障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要がある場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

一次回答

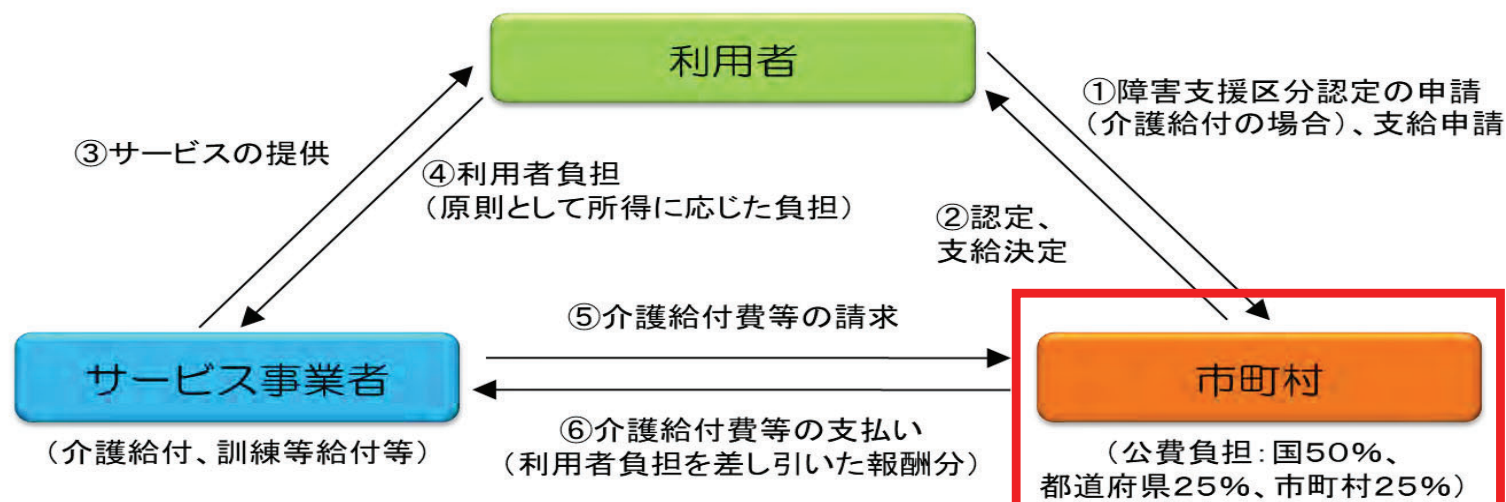
- 本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しているところであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。
- また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。
- 一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

現行制度について

現行制度

- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、都道府県等（都道府県、政令指定都市又は中核市）が指定する障害福祉サービス事業者等から当該指定に係るサービスを受けたときに、介護給付費等を支給することとされており、当該障害者等に代わり、当該障害福祉サービス事業者等に支払うことができることとされている。
- 介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に関する返還請求についても市町村が行うこととされている。
- 介護給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担するとされており（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）、国庫負担金を交付している。
- 当該交付金が過大に交付されている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国は市町村に対して返還を命じなければならないこととされている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



（参考） 参照条文①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百123号）（抄）

（不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（介護給付費又は訓練等給付費）

ト 第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2～3（略）

4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。

6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

8 （略）

（参考） 参照条文②

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第百123号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～十三 （略）

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

5 （略）

6 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（市町村の支弁）

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「障害福祉サービス費等」という。）の支給に要する費用

二～六 （略）

（国の負担及び補助）

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

二・三 （略）

2 （略）

（参考）参照条文③

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② （略）

第二十一条の五の七 （略）

②～⑩ （略）

⑪ 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。

⑫ 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十一条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

（参考）参照条文④

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～十四 （略）

④ 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

⑤ （略）

⑥ 関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

⑦ 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

⑧ 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十一条の五の三第一項の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二～八 （略）

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

（参考）参照条文⑤

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑤ （略）

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（参考）参照条文⑥

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 （略）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

事業所の不正・算定誤りによる過大請求の未然防止に係る周知 (令和7年3月14日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（791件、返還額826百万円・追加交付額1,878百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

こうした点も踏まえ、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。また、上記の研修会の開催等については、障害福祉サービス事業所等サポート事業も活用可能であるため、積極的に活用いただきたい。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

社会保障審議会障害者部会

第146回(R7.3.14)

資料1

こども家庭審議会障害児支援部会

第11回(R7.3.17)

資料1

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
- ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。

22 ○ また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

＜今後のスケジュール(想定)＞

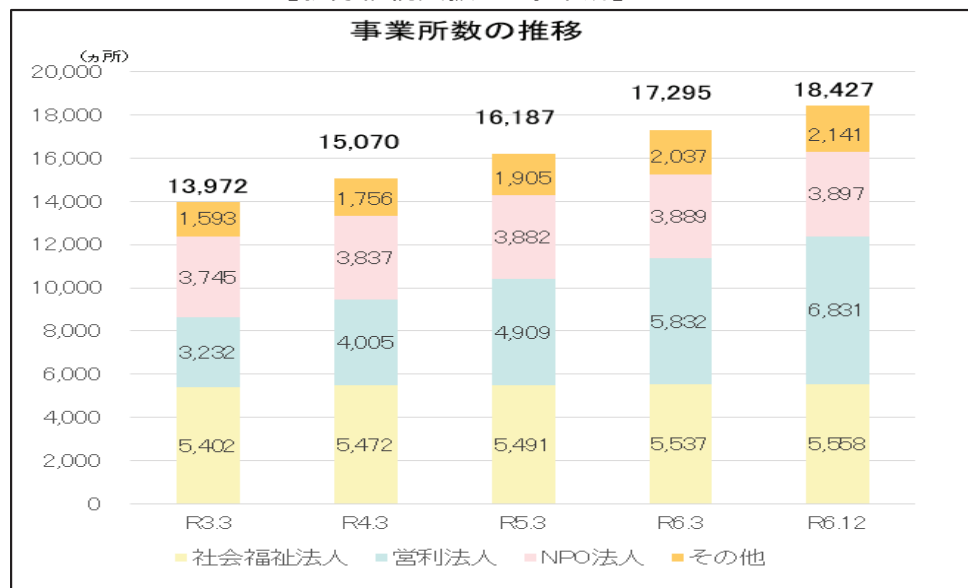
令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

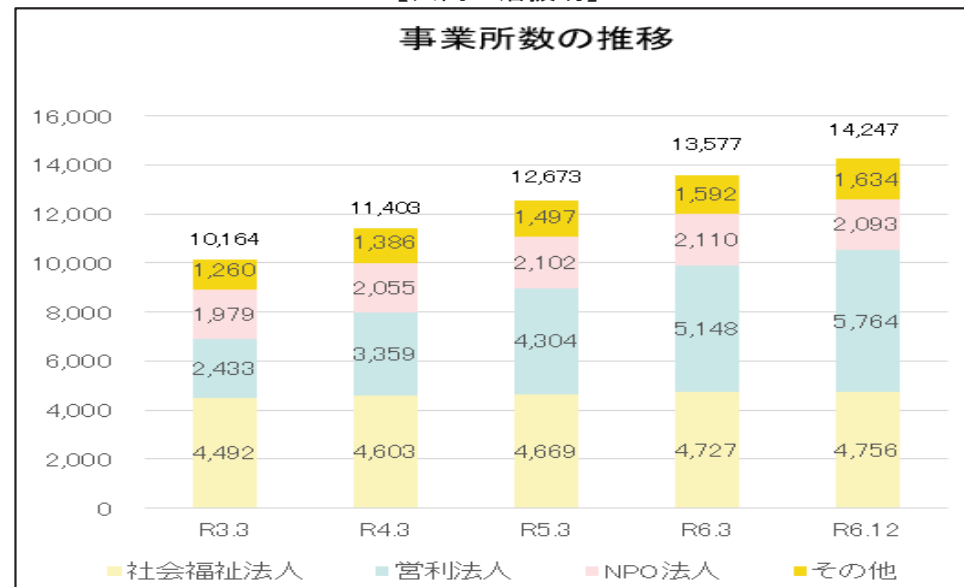
令和9年度 計画実施(～令和11年度)

事業所数・設置主体別割合の推移

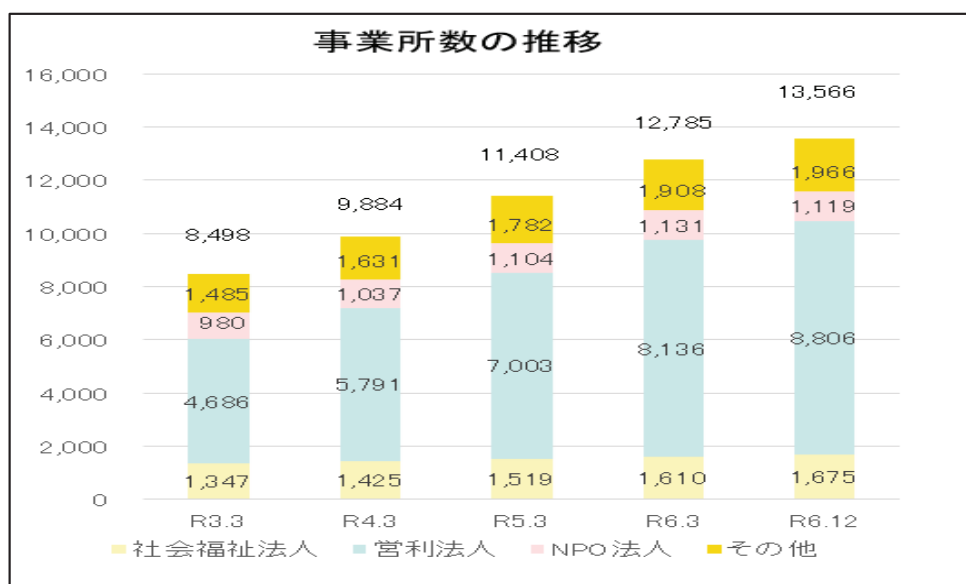
【就労継続支援B型事業所】



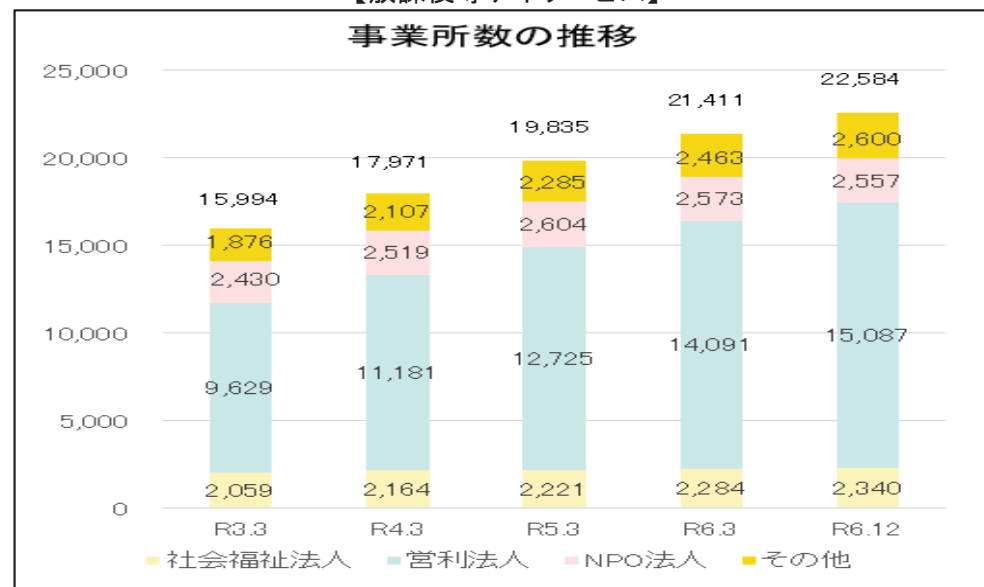
【共同生活援助】



【児童発達支援】



【放課後等デイサービス】



共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（＊）に沿って作成したもの。

<目次>

- | | | |
|-----|------------------------------|-------------------------------------|
| 第1章 | 障害者福祉の基本理念 | （基本理念、虐待の防止、意思決定支援） |
| 第2章 | 共同生活援助の全体像 | （人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等） |
| 第3章 | 共同生活援助の提供すべき支援の内容 | （共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等） |
| 第4章 | 支援の質の向上のための取組 | （事業者における取組、地域との連携） |
| 別添1 | 共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート | |
| 別添2 | 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等 | |
| 別添3 | 参考資料一覧 | |

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

＊ 指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 自治体における就労継続支援事業の指定業務や経営改善計画に基づく指導状況等の実態を把握し、新規指定や既存事業所に対する指導等を行う際の観点について検討を行い、参考となる優良事例の周知を行うことを目的。（自治体に対するアンケート・ヒアリング調査、有識者会議等における検討を実施）

報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
 - ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
 - ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
 - ・新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
 - ・指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

今後（予定）

- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

※赤字は、東日本大震災に係る特例(特例に係る貸付けは、令和8年3月31日まで)

1. 実施主体

- ☐ 市町村
- ☒ 東日本大震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村
(令和4年4月1日以降は、岩手県、宮城県及び福島県)

2. 対象災害

- ☐ 都道府県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある自然災害
- ☒ 東日本大震災(平成23年3月11日発生) ※長野県北部で発生した地震(平成23年3月12日発生)を含む

3. 受給者

- ☐ 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者

4. 貸付限度額

- ☐ 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷

150万円

②家財の1/3以上の損害

150万円

③住居の半壊

170万円(250)

④住居の全壊

250万円(350)

⑤住居の全体が滅失若しくは流失

350万円

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額
(注)家財には、自動車も含む



5. 所得制限

世帯人員当たりの市町村民税における前年(※)の総所得金額

※平成21年の所得(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあっては平成23年の所得)

- ☐ 1人(220万円) ☐ 2人(430万円) ☐ 3人(620万円) ☐ 4人(730万円)
- ☐ 5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

6. 利率

- ☐ 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子)
- ☒ 年0%(保証人を立てる場合)
- ☒ 年1.5%(保証人を立てない場合)
(据置期間中は無利子)

7. 据置期間

- ☐ 3年(特別の場合5年)
- ☒ 6年(特別の場合8年)

8. 償還期間

- ☐ 10年(据置期間を含む)
- ☒ 13年(据置期間を含む)

9. 償還方法

- ☐ 年賦、半年賦又は月賦

10. 貸付原資負担

- ☐ 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

◎災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

（償還免除）

第 14 条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第 103 条 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条第 1 項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者が政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第 3 項及び第 4 項並びに同法第 14 条第 1 項の規定の適用については、同法第 10 条第 3 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、同条第 4 項中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1・5 パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント）」と、同法第 14 条第 1 項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第 13 条 （略）

2～4 （略）法

5 法第 103 条第 1 項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第 14 条第 1 項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金法第 13 条第 1 項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から 10 年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。